

国海査第195号の2
令和元年9月27日

日本船用工業会
専務理事 安藤 昇 様

国土交通省海事局 検査測度課長

製造認定事業場又は改造修理認定事業場の人員の認定の基準について

標記について、製造認定事業場又は改造修理認定事業場の人員の認定の基準を定めたので
ご連絡いたします。



令和元年 9 月 27 日
海事局検査測度課

製造認定事業場又は改造修理認定事業場の人員の認定の基準について

1. 背景

船舶安全法第 6 条ノ 2 及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 49 で準用する船舶安全法第 6 条ノ 2 に規定に基づく製造認定事業場又は改造修理認定事業場の人員の認定については、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定(以下「規則」という。)に基づき適格に実施しているところである。

自主検査体制を維持するため長期間硬直的な人員配置を取らざるを得ず、人材の流動性や思考の多様性に障害となり人的資源の有効活用ができないといった実態があることから、昨今の IoT、AI に象徴されるデジタルイノベーションが急速に進展している状況下において、事業者から時代に即した規則とするよう人員の認定の基準の緩和要望が寄せられている。

このため、認定事業場制度のより一層の活用を促す観点から、現在運用している規則第 5 条第 1 項第 2 号に規定する製造工事又は改造修理工事及び自主検査を行う人員の認定基準について、適正な人員の認定を担保しつつ、過去の認定事例を踏まえ事業場の人員配置の実態に合うよう見直す必要がある。

2. 改正内容

- (1) 直接監督者の認定において、製造工事若しくは改造修理工事又は自主検査(以下「製造工事等」という。)において一定の品質管理を行うことができる者については、経験年数適正にする。
- (2) 検査主任者の認定において、一定の品質管理を行うことができる者であって、製造工事等の品質管理を経験している者の経験年数を適正にする。
- (3) 検査主任者の認定において、製造工事等の品質管理部門の管理職等について、直接監督者経験がなくとも検査主任者として認定できることを明記する。

3. 施工日

令和元年9月27日

人員の認定基準

1. 経験年数

1.1. 直接監督者

以下の(1)又は(2)に掲げる表の最終学歴の区分に応じ、製造工事若しくは改造修理工事又は自主検査について所定の年数以上の経験を有する者、若しくはこれと同等と検査測度課長が認めた者を直接監督者とする。

(1) 規則に定める学科における所定の課程を修めて卒業した者

最終学歴	経験年数
大学又は旧制大学	3
高等専門学校	5
旧制専門学校	5

(2) (1)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

最終学歴		経験年数
大学又は旧制大学	規則に関連する理工学科	6 (4)
	その他	9 (5)
短期大学	規則に定める学科	5 (5)
	規則に関連する理工学科	9 (6)
	その他	12 (7)
高等専門学校	規則に関連する理工学科	9 (6)
	その他	12 (7)
高等学校	規則に定める学科	9 (7)
	規則に関連する理工学科	12 (8)
	その他	15 (9)
中学校		20 (10)
旧制専門学校	規則に関連する理工学科	8 (6)
	その他	11 (8)
旧制実業学校	規則に定める学科	9 (7)
	規則に関連する理工学科	12 (8)
旧制中学校		15 (9)
旧制高等小学校		20 (10)
旧制小学校		23 (15)
備考	製造工事若しくは改造修理工事又は自主検査において一定の品質管理を行うことができる者(例えば製造工事又は改造修理工事に係る認定事業場においては「船用機器製造工事管理者」、整備に係る認定事業場においては「船用機器修繕工事管理者」などの有効な資格を有している者)については、()内の年数を適用して差し支えない。	

1.2. 検査主任者

以下の(1)又は(2)の区分に応じ、所定の経験を有する者を検査主任者とする。

(1) 直接監督者の有資格者

3年以上直接監督者としての経験を有する者を検査主任者(代行者を含む。以下同じ。)とする。

(2) (1)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

(ア) 製造工事若しくは改造修理工事又は自主検査の品質管理を行う部門の管理職

(イ) (1)又は(ア)と同等と検査測度課長が認めた者